

令和8年4月吉日

保護者 様

船橋市立船橋中学校
校長 日高 祐一郎

警報等発表時及び地震等発生時の児童生徒の登校について（周知）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、船橋市教育委員会では、警報等発表時や地震等発生時の学校対応について下記のとおり基本方針を策定しています。

各ご家庭で防災情報を確認の上、登校の判断をしてください。

なお、詳細につきましては、学校対応表でご確認ください。

記

1 警報等発表時の学校対応について

- (1) 午前7時の時点で気象庁の防災情報で船橋市に「特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）」、「警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）」が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。
- (2) 学校から、原則、メール配信は行いません。
- (3) 臨時休業の場合、教育委員会から午前7時頃に「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知します。状況によっては午前7時頃に周知できない場合がありますので、学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

2 地震等発生時の学校対応について

- (1) 気象庁の防災情報で船橋市に震度5強以上、東京湾内湾に大津波警報、津波警報が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。
- (2) 学校から安否確認や再開等について必要に応じて連絡があります。学校から連絡があるまで自宅待機とします。
- (3) 臨時休業について、教育委員会職員は避難所開設を行うため、教育委員会から「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知することができません。学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

3 給食について

- (1) 臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
(2026年4月より給食費無償化になっている小学校、小学部は該当しません。)
- (2) 交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。

気象庁は令和8年5月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用を開始します。
改訂版につきましては、気象庁の新たな運用後に改めて周知いたします。

警報等発表時の学校対応表



令和8年4月

【対応の基本方針】

- ・保護者は気象庁の防災情報で **船橋市** に警報・注意報等が発表されている場合、以下のとおりの対応をお願いします。
- ・臨時休業について、教育委員会から午前7時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知します。ただし、状況によっては午前7時頃に周知できない場合があります。まずは保護者で確認するようにお願いします。

【前日(週明け)などに悪天候が予想される】

- ・学校は児童生徒への指導、保護者へ対応のメール配信等を行います。その対応に沿ってください。(朝の練習などの活動中止を含める。)

	警報・注意報等	学校の対応			家庭の対応
		授業	給食	連絡	
登校前	特別警報 (大雨・大雪・暴風 ・暴風雪)	午前7時に警報が 発表されている場合 臨時休業	中止	原則、メール配信 は行わない	午前6時 警報有→自宅待機
	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	午前7時に警報が 解除されている場合 通常通り	あり (一部変更の 可能性あり)		午前7時 警報有→臨時休業 午前7時 警報解除→通常通り
	雷注意報 竜巻注意情報	通常通り	あり	対応がある場合 のみメール配信	保護者の判断で 遅刻・欠席可
	その他注意報				通常通り
登校後	特別警報 (大雨・大雪・暴風 ・暴風雪)	中学校区で協議	あり (一部変更の 可能性あり)	メール配信あり ※停電や通信障 害によりメール配 信できない可能 性あり	引き渡しや状況の変化に 備える
	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	安全が確保されるまで 児童生徒は下校させ ない 避難所開設等 可能性あり			
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。 ・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。 				



ふなばし情報メール登録はこちら
配信カテゴリは「ふなばし災害情報」と
「教育委員会からのお知らせ」>「臨時休
業情報」、「重要情報」の3つを必ず選択
してください。



船橋市ホームページはこちら
午前7時頃に市ホームページで
お知らせします。



気象庁(船橋市の警
報・注意報)はこちら

二次元コードをタップすると各ページに移動します。

地震等発生時の学校対応表



令和8年4月

【対応の基本方針】

- ・保護者は気象庁の防災情報で **船橋市** に震度5弱等が発表されている場合、以下のとおりの対応をお願いします。
- ※震度計の不具合等により、万一、市内の震度が計測、発表されなかった場合は、隣接市(市川、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市)のいずれかの市の最も高い震度を基準に判断してください。
- ・地域によって被害状況が異なることや避難所開設準備のため、教育委員会からふなばし情報メールや市ホームページでの周知は行いません。

【事後対応】

- ・学校再開については、避難所開設の状況や施設、通学路等の点検等から総合的に判断し、学校からメール配信等を行います。

	震度・警報・注意報等	学校の対応			家庭の対応
		授業	給食	連絡	
登校前	震度5強以上 大津波警報・津波警報 (東京湾内湾)	臨時休業 避難所開設	中止	安否確認や再開等について必要に応じて連絡	臨時休業 学校から連絡があるまで自宅待機
	震度5弱 津波注意報(東京湾内湾) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	施設・通学路の点検 臨時休業、登校時間変更の判断	状況判断	可能な限り連絡 ※連絡できない可能性あり	学校から連絡があるまで自宅待機
登校後	震度5強以上 大津波警報・津波警報 (東京湾内湾)	授業中止 保護者に引き渡すまで保護	状況判断	可能な限り連絡 ※連絡できない可能性あり	引き渡し (引き渡しカードに基づく)
	震度5弱 津波注意報(東京湾内湾) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	中学校区で協議 安全が確保されるまで児童生徒は下校させない 連絡できない場合は引き渡し			引き渡しや状況の変化に備える 学校からの連絡が無い場合は引き渡し
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。 ・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。 				



気象庁の防災情報（地震）はこちら

二次元コードをタップするとページに移動します。